

令和 8 年第 1 回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和 8 年 3 月 1 2 日（木曜日）午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 西郷村職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 西郷村職員の配偶者同行休業に関する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 西郷村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 1 0 号 | 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 1 1 号 | 西郷村教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 2 号 | 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 3 号 | 語学指導を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 4 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 5 号 | 西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 6 号 | 西郷村墓地管理基金条例 |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 7 号 | 西郷村墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 8 号 | 西郷村保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 9 号 | 西郷村保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 |
| 日程第 1 8 | 議案第 2 0 号 | 西郷村介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 9 | 議案第 2 1 号 | 西郷村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 2 号 | 西郷村下水道条例の全部を改正する条例 |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 3 号 | 西郷村下水道条例の全部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 4 号 | 白河布引山演習場周辺民生安定施設（公園）設置助成事業令和 7 ・ 8 年度債務負担行為折口原公園整備工事（公園・駐車 |

場) 請負契約について

- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 西郷村道路線の認定について
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 指定管理者の指定について (西郷村高齢者生活支援センター)
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 指定管理者の指定について (集会施設)
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 令和 8 年度西郷村一般会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 令和 8 年度西郷村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 令和 8 年度西郷村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 令和 8 年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 令和 8 年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 令和 8 年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 4 号 令和 8 年度西郷村下水道事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 5 号 令和 7 年度西郷村一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 3 4 議案第 3 6 号 令和 7 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 5 議案第 3 7 号 令和 7 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 6 議案第 3 8 号 令和 7 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 7 議案第 3 9 号 令和 7 年度西郷村水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 8 議案第 4 0 号 令和 7 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 9 議案第 4 1 号 令和 7 年度西郷村下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 4 0 議案第 4 2 号 令和 7 年度西郷村一般会計補正予算 (第 1 0 号)
- 日程第 4 1 請願・陳情に対する委員長報告
- ・総務常任委員会
 - 請願第 6 号 防衛省「まるわかり!日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書の提出について (継続審査)
 - 陳情第 2 号 東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情
 - ・産業建設常任委員会
 - 陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出 (陳情) について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 日程第 4 2 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 4 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 4 4 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 5 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 6 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 7 西郷村議会改革検討特別委員会の閉会中の調査の件

日程第 48 閉会

・出席議員（15名）

1番 欠 員	2番 須藤正樹君	3番 山崎 昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	6番 鈴木 修君
7番 君島栄一君	8番 鈴木武男君	9番 河西美次君
10番 真船正康君	11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君	14番 大石雪雄君	15番 矢吹利夫君
16番 真船正晃君		

・欠 員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	入来真由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部祥一君	防 災 課 長	木村三義君
税 務 課 長	須藤隆士君	住民生活課長	仁平隆太君
福 祉 課 長	相川佐江子君	健康推進課長	田島貴志君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川哲也君
建 設 課 長	添田真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須賢博君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議 会 事 務 局 長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第3号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第3号「西郷村職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例」について質疑いたします。

この件について、6条並びに12条なんですけれども、航空運賃につきましてですけれども、以前説明受けたとき、これについて質問したんですけれども、はっきり答弁していただかなかったので、改めて質疑させていただきたいと思います。

この航空運賃なんですけれども、国内、外国を想定すると思うんですけれども、ここにファーストクラスとあるんです。村長等が移動するときは最上級の運賃額とするということだったんですけれども、このファーストクラスが含まれるのかということなんです。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

航空運賃のファーストクラスについては、公務に必要な場合に限り、村長等は利用することができます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） では、してもいいということですね。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

それを利用することが公務に必要な場合はできるということです。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 公務に必要なときというのは、ほかの、例えばビジネスクラスが取れなかった場合、ファーストクラスでもしよがないという意味なのか。最初からファーストクラスを利用して公務というか、公務の内容が分からないんですけれども、仕事上だったらいいということなんですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

その辺のガイドラインはちょっと示されていないので、各市町村で判断することになると思いますので、具体的に例でと言われると、ちょっとお答えできないかなと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これは西郷村の条例じゃないんですか。どこに照らし合わせたあれなんですか。国に準ずるといふ話なんですか。どういうことなんですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今回は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、もともと西郷村の職員等の旅費に関する条例については国家公務員の旅費に関する法律に準じた形で制定をされていまして、今回の改正に併せて村も改正したということです。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ということは、内閣総理大臣とか各大臣、それと県で言えば県知事、それと同等であるという、そういう立てつけというか、それによろしいんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 基本的には、村長等については国家公務員の旅費に関する規定の中の部分で、総理大臣とか知事と全く一緒ということではないんですけれども、それに準じた形で制定はさせてもらっています。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 内閣総理大臣じゃない、知事じゃない、でもそれに準じるというのがちょっと、日本語的には何か、一般の方がお聞きになって私自身もそうなんですけれども、国語的にはどう理解していいのかわからないんです。その辺、もう少し分かるようにしていただかないと、この最上級の捉え方がちょっと難しいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 総理大臣等については、国家公務員等の旅費に関する法律の別表のほうにそれぞれ記載しておりまして、例えば宿泊費での基準額ですと、内閣総理大臣、あと指定職の職員、あと国家公務員の場合は10級までありますので、10級以下の職員という形で区分をされています。村のほうは……待ってください。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前10時08分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時09分）

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） すみません。

質疑の解釈がちょっと違っていたので、大変申し訳ございません。

航空運賃に関しては、村長等については公務に必要であれば最上級の運賃を支払う

ことができるというような規定になっておりますので、例えば村長が知事等と同行をして公務で海外に行く場合とか、近隣の町村会が公務で海外に行く場合に、一律みんなファーストクラスで行きましょうというようなことになった場合は、最上級のファーストクラスの運賃は支給できるということでご理解いただければと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。

次に、船便なんですけれども、船便につきまして想定しづらいんですけれども、船便というのはどういうときに使う、例えば国内ですと、フェリーぐらいしか思いつかないんですけれども、外国に船で村長が公務行くという事例は今までありましたか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

私の記憶ではなかったと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ということは、船便での、一応書いてはありますけれども、今何百人とか何千人乗る旅客船みたいなものの移動というのは、公務ではないということと理解しました。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） そのほかございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第3号「西郷村職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第2、議案第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第4号「西郷村職員の配偶者同行休業に関する条例」、本案に対する賛成議員

の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第3、議案第5号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第5号「西郷村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第4、議案第6号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第6号「西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第5、議案第7号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第6、議案第8号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。

23ページからですけれども、今回は新庁舎が新しくなりまして、職員の機構というか、簡単に言いますと、今まで課長までだったんですけれども、部長制を西郷村で採用する。それ自体は何ら問題はない。説明で理解できたんですけれども、給料に係わる問題なので、質疑させていただきました。

今までは課長級、特に参事という職もありまして、6級が最上だったんです、西郷村では、6級の73号までが最高級だったんですけれども、それを7級にして、7級の45号で最高金額が47万3,600円、6級ですと、73号で43万8,330円、4万円足らずでございますが、部長級に西郷村役場で7級までの改正を行うということで、大分斬新的な考えだったんですけれども、この7級制度にした意味、または住民にとってこの制度がサービスの向上につながるのか、その辺も含めて質疑いたします。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

まず、7級制を導入した意味でございますけれども、今回、新庁舎に合わせて組織再編をするということで、前の全員協議会のほうでもご説明をさせていただいていたところでございます。

今回、7級制を導入したのは部長制度を新たに導入をしてやっていくということで、部長を7級に位置づけをする。6級を課長、5級を課長補佐、4級を専門主査、3級を主任、2級副主任、1級主事という形で職務を明確に分けると、それぞれその責任において業務を執行していく体制を整えるという意味で、7級制を導入させていただいて、今回給与条例のほうに改正案を提出をさせていただいたところでございます。

サービス向上については、今回部長制導入と併せて、グループ制の導入のほうも行政規則のほうを直しまして導入しますので、新庁舎に併せてサービスが向上したと住民の方に言っていただけるように、体制を今後整えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、課長がおっしゃった説明の中で、グループ制を導入して住民サービスの向上を図るようにしますということなんですけれども、グループ制というのは具体的にどういうことで、それがどういう村民に対するサービス向上に直接つながるのか、その辺をもうちょっと説明できればなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

グループ制につきましては、今まで係長制を村の場合は敷いて、各課の中に2つから多いところだと4つぐらいの係がそれぞれあって、係長がいて、課長と係長の間に課長補佐がいるというような体制だったんですけれども、今回の組織改正で、今所属課の中に多いところでも2つのグループを制定したところでございます。係よりもその所管する事務分掌については多くなりますので、それぞれグループリーダーの下、何といたらいいんですか、多くの事務を所管して、それを各グループ員のほうがそれぞれ、何といたらいいんですか、所管をして広い範囲での仕事をやっていくということで、職員のスキルアップにもつながるし、それがイコール住民の方の行政サービスにつながるだろうということを目的として、グループ制を導入をさせていただいたところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、伺って、スキルアップは大変必要だと思います。

それで住民が求めているのは、窓口に行って、いろいろお話しすると待たされる。少々お待ちください。これが非常に住民にとっては苦痛なようでございます。それと、それはできかねますなんですけれども、こういうことでできかねないというのと、いついつまでにそういう答えを出します、3日後にこの答え出しますと言ってお客様にやるなら、途中で終わっちゃうのが非常にあれと、待たせる、少々お待ちくださいと窓口に行ったときに待たせる。これが非常に村民に対しては不満がある。

それと、今総合窓口を村長、一般あれでもお話しされましたけれども、どの課に行って今度説明を受けるか分からないとか、どれを、こういうものについて相談したらいいのかというのが分からないので、その辺もきちんとやっていただきたいというのと、あと便所がないというのが今まで問題があったんです。あと土足で入れない。その解消も今度はなされたと思うんですけれども、そういうところの苦情が多かったんです。

あと、個室で相談、福祉関係のほうなんですけれども、個室で相談を受けられない。カーテン1枚で非常にプライバシー的にも問題があった。こういうのが一般的な村民からの相談とか苦情だったんですけれども、その辺の解消というのはグループ制とか何によって、今回のことによって解消されるのか。

その辺が一番聞きたかったことなんですけれども、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

(午前10時23分)

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

(午前10時25分)

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、窓口の件ですけれども、新庁舎に併せて、総合案内窓口、インフォメーションセンターを設置して複数の職員を配置をします。ですので、住民の方は新庁舎に来た場合にそこにまず来ていただければ、例えば住民票の交付ですとか、税関係の証明書とかはもうそこで取れるようになります。そこでご相談いただければ、担当課のほうにご案内をさせていただいて、そこで詳しいお話をさせていただくというような形で、住民の方のサービス向上につなげられるように、総合窓口を設置したところでございます。

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今、ご質問にあったように、例えば今まで窓口なり、電話なりで回答が不明瞭というか、できないというような回答があったというご質問ですけれども、今、村のほうでは今年3月に人材育成のガイドラインを新たに更新をして、さらに令和8年度から本格的に人事評価制度を導入をして、そういった形での職員のスキルアップを図っています。また、研修等についても積極的に計画を立て、職員の参加を促す等を行っておりますので、そういった形で徐々に職員のスキルアップが図れるように、体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村民が望んでいるのが、職員の給料アップしてどうのこうのじゃないんです。窓口に来て、どういうふうに住民にサービスできるか。あと行政サービスをいかに早く村民目線で仕事していただくか。グループ制を導入したからどうのこうのじゃないです。それを結果として村民がそれを享受できなかつたら、それは中の問題であって、要は村民と対峙した方々に村民のアップ、これだけ給料も上がるんですし、そういうポジションもつくったんですから、それが反映できるように、やっていただくというのは私たちからの望みなんです。

だから、単にそちらの機構で便利になった、中が便利になったじゃなくて、しつこいようですけれども、住民サービスにそれが生かされなかつたら元も子もない。ただ職員の給料を上げただけみたいな印象しかないんです。だから新庁舎になりましたら、その辺もわきまえて、十分今まで住民からいろいろ苦情がありましたけれども、その辺は直していただきたいと、よろしく願いしまして、質疑に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） そのほかありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第7、議案第9号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第9号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第8、議案第10号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第10号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第9、議案第11号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第11号「西郷村教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。37ページでございますが、このまず教育職員というのは何ぞやということなんですけれども、教育職員とはどういう種類の職員なんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

今回、提案させていただいている条例の教育職員につきましては、現在だと県から派遣をさせていただいている、学校教育課に配属をされています教育主事の方を教育職員ということです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 要は、学校の先生の教頭先生職相当の人を、教育職員として西郷村で雇って給料を支払っているということなんでしょうか。いかがですか。それで間違いないでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現在、西郷村に派遣をいただいている教育職員の方が、県で言う教頭職の先生をやっていた方を派遣していただいていますけれども、教頭職の方に限らず村に教育主事として来られた職員については教育職員ということで整理できるかと思えます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この制度というのは、どのぐらいからできている制度なのか。または、この教育職員は西郷村の学校教育課に配属されるんですけれども、この方が特別どのような種類の仕事をしているか。または西郷村でなぜこの方々を、西郷村では雇っているのは、聞いているんですけれども、ほかの町村でもこのような制度があるのか、その辺もお聞きいたします。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

これはかなり前から行われているものでございまして、各市町村に配属されているのがほとんどであります。教頭とは限らず、一般教員でも指導主事として配属されております。職務の内容は主に教育専門ですので、学校との関係やあるいは県との関わり、いろいろな法的なものや、それから人事的なものも含めて、かなり多くの事務内容がございまして、そういったものを専門的に行っている指導主事でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 教育長はじゃ、何をなさっているんですか。

教育主事はその仕事をやって、県のほうのパイプ役をやっていますけれども、なぜかと言いますと、この教育職員、結構な額を頂いているんです。課長職相当ぐらいかそれより上ぐらいのをもらっている、ということは県の教職員の給料相当なのか、それは分からないんですけれども、それがほかの市町村でも採用しているということで、当然その県職員であるにもかかわらず、各自治体が給与を支払っている。その辺についてもちょっと分からないんですけれども。

この制度は、もともと前からあると言ったんですけれども、何のためにこういうのをつくったか。教育長もいながら、こういう教育職員も各自治体に送って、これは県南地区にもいますよね、教育何とかという偉い方がいらっしゃいますよね。だから、教育に関しては文科省から国、県、その自治体の前に広域にもある。それで各自治体に教育長もいる。なおかつこの教育職員がいる。この制度はどうか分からないです。

今、要は適正化委員会もそこで動いているんですけれども、だから、教育はこういう縛りがうんと、国がお金を払っている、県が人事権を持っている。その裁量、今回はお金は自治体で払っている。この辺がちょっと分からないです。整理できないんです。西郷村で雇っている、だから自治体で雇っている教育職員というのは金は自治体でもらっている。でも採用の人事権は県が持っている。この仕組みというのはどういう解釈すればいいんでしょうか。

もうちょっと分かるように説明していただきたいんですけれども。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時39分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時41分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） これから調べるところがあるということでございますので、午前11時まで休憩いたします。

（午前10時41分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第11号に対する質疑を続行いたします。
11番鈴木勝久君の質疑に対しての答弁を願います。

教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 先ほどの質疑にお答えいたします。

指導主事のことです。

配置の背景ということでございますが、こちらは教育の質とそれから地方分権とい

うことで、指導主事の配置は全国で教育行政の在り方に深く関わるという意味で配置されております。教育改革とそれから指導助言体制の確立ということで、学校に対して専門的な助言や指導を行う存在が必要とされたことが始まりでございまして、1956年に制定され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これにより配置が義務づけられたということになっております。

全国どこにいても一定水準の教育が受けられるようにということで、文部科学省が学習指導要領の内容を各地域、各学校に浸透させるパイプ役が必要だということで配置された背景がございまして。

指導主事の役割でございまして、主に事務屋ではなくて、教育の専門家という形で、プロフェッショナルとしてその立ち位置が本質にはございまして。

どんな内容を主にやっていますかというのと、各学校が年間で行われている教育課程と言いますが、このカリキュラムがきちんと法律上のとって基準どおり行われているかということを確認したり、指導したりする役割を持っていますし、教職員の授業力の向上ということで研修を進めていく。また、学校運営の支援ということで校長先生や教頭先生に対しての運営上の課題、様々な問題等について専門的な視点からアドバイスをする。

最後に、行政と学校の橋渡しというふうな役割で全国的に配置されて行われているものでございまして。

以上でございまして。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君、総務課長から発言求められていますので、総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の26ページをお開き願います。議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の別表第1、行政職給料表の職務の級の欄の23号級のところが二重に記載をしてしまっています。23号については1行全て削除をしていただければと思いますので、よろしく願います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今の教育長の説明で理解いたしました。

以上でございまして。

○議長（真船正晃君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第11号「西郷村教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第10、議案第12号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第12号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第11、議案第13号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第13号「語学指導を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第12、議案第14号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第14号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、本案に

対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第13、議案第15号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第15号「西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第14、議案第16号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第16号「西郷村墓地管理基金条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第15、議案第17号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第17号「西郷村墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第16、議案第18号に対する質疑を許します。
6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 6番鈴木修です。

議案第18号「西郷村保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について質疑をさせていただきます。

まず、この西郷村福祉センターの名称が西郷村福祉ふれあいセンターに名称が変わるということは理解しましたが、その第1条で、今までは「住民の健康増進と福祉の向上」、それを「地域住民の福祉の増進、相互交流の促進等」と改めるということですが、住民の健康増進から地域住民、「地域」が入っておりますが、その地域というのは私は一定の範囲と理解するんですけども、その地域を入れたというのは何かあるのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田島貴志君） 6番鈴木修議員の質疑にお答えいたします。

今回の条例改正、第1条におきまして、もともと住民の健康増進となっていたものを地域住民の福祉の増進に改正したいということで、住民を地域住民に変えた意図は何なのかというおたただしだと思います。

この地域というものの範囲につきましては、村全体という形を考慮しております。これまでの住民と言ったときと範囲自体は変わるものではございません。この意図としましては、まず地方自治法の規定のほうに地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。こちらの住民の福祉の増進、地域における行政、このあたりを再度明確に規定させていただいたというのが1点目の理由となります。

2点目といたしましては、地域包括ケアシステム、そちらの体制充実といったものが近年における自治体の責務となっておりまして、その地域包括ケアシステムの充実のために、全体といったものを強調させていただくという意味で地域を入れさせていただいたものとなっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 地域、村全体を指すということで理解いたしました。これは議案第19号との関連もあるんですけども、議案第19号には従来の西郷村福祉センターの設置及び管理に関する条例で、ここには第1条で地域が入らず、従来の住民の健

康増進と福祉となっておりますが、そのこのとの整合性はどうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田島貴志君） お答えいたします。

議案第19号のほうには住民のといったことで、地域が入っていない。そちらとの整合性のおただしでございます。

こちらについても地域を入れればよかったなという思いはありますけれども、ただ、役割が新しく福祉ふれあいセンターとする現在の保健福祉センター、あと役場新庁舎内に設置をする保健福祉センターについては役割が違います。議案第19号のほう、新しく役場内に設置をする保健福祉センターのほうにつきましては、これまでの大字小田倉字上川向76番地1に4月19日まで設置したいとしております現在の保健福祉センターの機能をそのまま持ってきてほしいということで、現在の目的の条文をそのまま使用させていただいた形となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 従来どおりだから、そのままということで、私も地域を入れたほうがいい、入れない、どちらがいいのか、ちょっと迷うところではありますけれども、執行部側でそういう形で考えているのであれば、それでよろしいかと思えます。

まず、今度新たにできるふれあいセンターという名称ですけれども、実は今現在、保健福祉センターの中に社会福祉協議会が行っている西郷村デイサービスセンターふれあいの家で今、名称で入っております。それがあって、そしてふれあいセンターの中にふれあいの家があるようなイメージが出てくるんですけれども、この名称はどうしてふれあいセンターとしていらっしゃるのか。また、ふれあいの家、要はデイサービスセンターのふれあいの家、ちょっと住民からすれば、迷ってしまうというか、それともう一つは新たにこの庁舎内に入る保健福祉センター、福祉、福祉、ふれあいが入ったセンター、福祉センター、保健福祉センター、どうも村民にとっては迷いが生じるのではないかと。なぜこの名称にしたのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田島貴志君） お答えいたします。

新しい名称を福祉ふれあいセンターとする理由についてでございますけれども、元来、保健福祉センターとは保健センターという機能と福祉センターという機能、2つの機能から成る施設という形になります。このうち、保健センターにつきましては地域保健法を根拠とする施設となっております、住民に対して健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し、必要な事業を行うことを目的とする施設と規定されております。これらの事業につきましては、新庁舎のほうで行うこととなりますので、まず保健センターの名称は使用しないこととするものになります。

一方、福祉センターにつきましてはどういった施設が福祉センターに該当するのかといったことについて法律上明文の規定はございません。新庁舎供用後も住民の福祉

の増進に係る事業を中心に、今ある保健福祉センター利活用していく方針であるということで、まず福祉の文言は残したいという形を考えたところ、また先ほども申しましたけれども、地域包括ケアシステムの体制の充実に向けまして、住民の相互交流、ふれあい、こういったものの場としても位置づけたいという思いから、福祉ふれあいセンターという名称を採用したものといたします。

現在、保健福祉センターの中にありますふれあいの家があること自体は直接今回の名称とは関係があるものではございません。

以上となります。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 要はその名称について、一つは保健、もう一つは福祉というところで、役場庁舎に入るのは保健が主になってそこに福祉も加わって従来どおりと、そして今回のふれあいセンターについては今お話しされましたですけれども、ふれあいの家とは関係ないと言いますが、そうしますと、ふれあいの家という社会福祉協議会が行っているデイサービスセンターは名称が変わらずそのまま、ふれあいが、先ほども申し上げたように、ふれあいセンターの中にふれあいの家、インターネットで調べますと、デイサービスセンターふれあいの家と同じ住所で入ってくるんです。紛らわしいと思いませんか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田島貴志君） お答えいたします。

紛らわしくならないように、周知のほうを徹底していきたいと思います。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 1番は村民が、または要は村民以外にもインターネットで調べると中島村とかにもふれあいセンターとかいろいろあります。ふれあいという言葉を使っている施設というのは随分あります。その辺も考慮しながら、少しでも村民が勘違いしないような形で進めていただければと思ひまして、その2点をちょっと質疑させていただきます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（真船正晃君） そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第18号「西郷村保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第17、議案第19号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第19号「西郷村保健福祉センターの設置及び管理に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第18、議案第20号に対する質疑を許します。

12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番藤田です。

議案第20号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。この条例は政府が第9期介護保険事業計画において訪問介護事業の基本報酬が引き下げられたことや、物価の高騰、ヘルパー不足などで倒産する事業が増えてきたことに対する村独自の支援金助成事業の条例の改正ですが、具体的な支援の内容についてまずお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田島貴志君） 12番藤田議員の質疑にお答えいたします。

訪問介護事業所支援事業の具体的な中身についてのお尋ねでありますけれども、次の3つの支援内容を考えております。

1つ目は事業所から5キロ以上離れた箇所でのサービス提供に対する支援金となります。当該サービス提供1回につき、500円を支援いたします。事業所からの移動という採算の取れない時間を公費で補填することで、遠方の利用者の依頼を断らざるを得ない状況の解消を図るものです。

2つ目は、こちら事業所から5キロメートル以上離れた箇所での新たなサービス提供に対する加算金となります。当該サービス1回につきまして3,500円を加算いたします。これまでサービスが届いていなかった部分への後押しを行うことで、待機者の解消を図るものです。

3つ目は、訪問に使用する自動車に対する支援金となります。当該自動車1台につき、四半期ごとに5,000円、年間で2万円を支援いたします。

昨今の燃料費、物価高といった物価の高騰、そういった影響の解消を図るものです。
以上が具体的な支援内容となります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 1つ目は5キロ以上の介護訪問について1回500円という、この2つ目に課長から言われましたけれども、新たなサービス提供、この当該サービス1回につき3,500円を加算するということは、新たにサービスを受ける、在宅の方が受ける場合は、これも5キロ以上の方で3,500円、この新たに受ける方は普通の5キロ以上の方を500円ですけれども、新たに受ける方3,500円はずっとこの3,500円の支援を受けて提供するということよろしいんですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田島貴志君） お答えいたします。

基準となる時点がございまして、要は今回4月1日からの制度制定を考えておりますので、それまでのサービスより増えた部分、それに全く新規でサービスを始められる方が一つ、あとこれまでサービスを受けていたんですけれども、その回数を増やした部分、その増やした部分についてもというこの2点になりますけれども、その令和7年度において、行っていたサービスより増えた部分につきましては、令和8年度において加算金として加算させていただくという内容になります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 新たに令和8年度から受ける方は1回3,500円と、それで令和7年度までは週2回、週3回になった場合はその1回分が1回3,500円という、提供するというところで理解してよろしいですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田島貴志君） お答えいたします。

議員おただしのとおりでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） この財源についてお伺いしたんですけれども、その他のということで財源が出ていますけれども、財源はどちらからでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田島貴志君） お答えいたします。

財源につきましては、介護保険支払準備基金を充当して実施する事業となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 了解しました。

私、先日、ある事業所に行って話を聞いてきました。村からの介護訪問事業所の支援は大変ありがたいということで喜んでいましたけれども、さきにも述べましたけれ

ども、今、ホームヘルパーやケアマネなどの高齢化と人手不足ということで大変な状況に陥っていると。今後、今、アメリカとイラン戦争が起きて、原油がどのぐらい上がるのかなという、ガソリン価格も心配される中で、我々地方自治体は住民の福祉の向上、増進を使命としておりますので、村としてはこういった情勢を的確に伝えてもう既に西郷村から1事業所が撤退している状況なんで、この事業者が立ち行かなくなつてからの支援では遅いんで、こういったところも十分に把握しながらやっていっていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） そのほかありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第20号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第19、議案第21号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第21号「西郷村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第20、議案第22号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第22号「西郷村下水道条例の全部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第21、議案第23号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第23号「西郷村下水道条例の全部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第22、議案第24号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第24号「白河布引山演習場周辺民生安定施設(公園)設置助成事業令和7・8年度債務負担行為折口原公園整備工事(公園・駐車場)請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第23、議案第25号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、採決を行います。
議案第25号「西郷村道路線の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
◎議案第26号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第24、議案第26号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、採決を行います。
議案第26号「指定管理者の指定について（西郷村高齢者生活支援センター）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。
◎議案第27号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第25、議案第27号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、採決を行います。
議案第27号「指定管理者の指定について（集会施設）」、本案に対する賛成議員
の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
◎議案第28号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第26、議案第28号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第28号「令和8年度西郷村一般会計予算」について質疑いたします。

一般会計当初予算の歳出の主なものということで、概要書の9ページ、まず第1番に、市町村生活交通対策事業4,069万4,000円について質疑いたします。

この目的について事業内容について、これは令和7年10月1日から令和8年9月30日までの運行とする。まず生活路線バスについてなんですけれども、その後、令和8年度中に生活路線バスの見直しを進めるということだったんですけれども、今までも見直し大分やっていたと思うんですけれども、これはここに出してきたということは大幅に見直しをされるのか、どの程度の見直しなのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

まず、今年度、西郷村公共交通計画が策定されますので、その計画に基づきまして、令和8年度はバスの再編等について検討して令和9年度からその再編を実施する計画で見直すということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これは何年も前から私も一般質問で質問させていただいたんですけれども、この路線バス、ほか、あまり見ていないから分からないんですけれども、あのとき調べた傾向によりますと、ほとんど利用しているところがない。一部しているとしたら新白河駅から太陽の国ぐらいが利用していて、それでもその路線について赤字、全体的に何路線、今やっていて、羽太地区のほうを見ますと、乗っている人を見たことがないんです。これをいつまでも走らせておくというのはどうなのかというのは以前から質問していたところなんですけれども、いつもどおりの見直しで済むのか。

それは2番のデマンド事業のA Iにも関わってくるんですけれども、皆様口々に言っているのはもったいないと言っているんです。あんなに走らせておいて、誰も乗っていないでかいバス、もっと小さいバスを走らせても十分じゃないかというところなんですけれども、村民の声、また議員の声を無視して誰も乗っていない幽霊バスをいつまで走らせておくんだと。みんな心配していて、そんな無駄な金を西郷村で使う必要ないんじゃないか、もっと便利なものにしたらいんじゃないかという声が多いんです。

その辺を踏まえて、この生活路線バスは大幅に今回見直しはいかがなんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

先ほども答弁しましたが、今年度公共交通計画が策定されますので、それに基づい

で見直すということでございます。A I デマンド交通の計画も今年度、令和8年度実施する予定でございますので、それも踏まえまして大幅にちょっと今年度は見直したいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番、鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 路線バスを以前は小さな拠点づくりという計画の中では西郷村役場を中心に路線バスの路線を変更というか、変えるような計画もあったんですけども、前の計画というのは生きていないのか、いるのか。それと大幅に変えるというのは、路線数を減らすということなんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

前の再編計画はもう今は現行計画、今策定しておりますので、その現行計画に基づいて見直していくということになりまして、バスが利用されていない路線等も、その辺のデータも踏まえまして、大幅にちょっと見直していきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 具体的に目標はあるんですか、今。例えば金額にすれば半分以下にするとか、あと今、12路線だか何路線か分かりませんが、その路線を3つとかに減らすとか、そういう具体的な例はなくて今検討するという段階なんでしょうか。もう計画は策定されているのか、どちらなんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

具体的な路線につきましては今年度見直していく予定でございますが、今データとして出ているのは、太陽の国路線が利用者が多いものですから、そこは残していこうかなというところは考えているところですが、今年度そういったところも踏まえて、全体的に見直していくということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番、鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、次も関連しますので、2番目のデマンド交通のほうにいきたいと思います。

これは、金額が大きくなりまして9,500万円の予算を計上しておりますけれども、この中に、先ほども話に出ましたが、令和8年度からA I 配車予約システムの導入及びデマンド交通専用車両3台を調達するという事なんでしょうけれども、A I 配車予約システム、これはどのぐらいお金をここに経費として乗せるのか。あとデマンド交通専用車両というんですけれども、これはどのような車両を用意するのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

まず、A I デマンド交通でございますが、従来のデマンド交通は利用者からの予約を前日の午後3時半までに電話で受け付けまして、その内容を基に運行業者やオペレーターが運行ルートや配車をしていくような仕組みになっております。

これに対しまして、A I デマンド交通は利用者の予約情報をシステムに取り込みまして、A I が複数の予約をまとめながら、最適な運行ルートや配車を自動的に算出していく仕組みになっております。これによりまして、利用者の乗り合わせを効率的に調整できるほか、当日予約を可能とし、運行効率化や待ち時間の短縮化を図るものでございます。

今回考えておりますのは、まず車両としまして3台村が購入いたしまして、3台を運行させるような仕組みを考えております。

システム構築費としまして2,072万5,000円を見込んでおります。その他車両購入費が2,420万円、その運行補助としまして4,495万円、その他経費としまして合計で9,529万4,000円としております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今2,000万円を出して予約システムを導入するとあるんですけれども、これはどこか外郭団体というか、ほかの企業に委託してこの配車システムをしていただくということ、3台は村で導入しますけれども、これで全てじゃなくて今までタクシーも併用して使う、そういう状態なんですか。それともこのデマンド専用車両3台で西郷村を回すという話なんでしょうか。その2つについてご説明願います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

まず、システムに関しましては、現時点で考えているのはプロポーザル方式に基づきまして、そういった会社を競い合わせてシステムを選択していくということでございます。その構築費にまず2,072万5,000円がかかるというところでございます。車両に関しましては、現時点では3台のみの運行というところを考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、タクシーは全然使わなくてということなんですか。西郷村は、羽太、熊倉、甲子街道、太陽の国の街道、街道だけでも4つあるんです。だから4台最低でも必要だし、ちょっと分からないですけれども、3台でお客様というか西郷村の村民の需要を全て賄えるのか。ちょっとその辺はどういう考えでいらっしゃるのか。もうちょっとお伺いします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

現時点では3方面、消防でいう3方面のほうを3台で1台ずつで配車する計画で検

討しておりますが、その状況によりまして今後追加する可能性というところも考えていきたいなというふうには思っております。

スタート当初は3台で計画したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、タクシーはもう契約というかしない、今までどおり予約して乗るとかそういうのに補助金はタクシーを使った場合には一切しないと。この3台で全てデマンドの空白地帯を、バス以外のところの空白地域を埋めると、そういう計画でよろしいんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

3台は現状の運行状況と同じように、タクシー会社のほうに運行をお願いするといような形になります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 説明不足なんですけれども、じゃ、タクシー会社にそれを任せるといことなんですけれども、その3台で今までのタクシー利用したお客様、西郷村のデマンド交通に予約した人を賄い切れるのかというのが問題なんですけれども、この専用車両はまず何人乗りぐらいを想定しているのかということと、あとさっき言わなかったのは、今まで前日予約なんですけれども、これは当日予約でいいですよ、今回は。考えているのは、想定しているのは当日予約の、帰宅の予約も当日でいいのか、何分以内だったら予約できるのか、その辺についてちょっと詳しく説明してください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

車両につきましては10人程度が乗れるような車両を計画しております。

当日予約の時間でございますが、現行では1時間前程度というところで今は想定しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これは行きも帰りも1時間なんですか。あと、3方面に今分かれると言ったんですけれども、朝の7時半帯が多いと思うんですけれども、病院にかかるときはほとんど同じ時間帯でかかられると思うんですけれども、別々の医療機関にかかられる場合、方面でオーバーしないという、1回出ちゃうと帰ってこないですよ、ぐるっと10人なら10人、3人なら3人回るまで、時間的に大丈夫なのかと思うんですけれども、3台で。非常に難しく思うんですけれども、その辺はどう考えているんですか。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

行きも帰りも1時間程度、今のところ現状では考えています。この時間に関しまし

では要望等によりましてちょっと短くできるかなというふうに今考えておりますので、その辺はまだ決まっているところではございません。

あと乗り合わせに関しましては、A Iを導入することによりまして、乗り合わせが可能になるというふうに考えておりまして、効率的に運行できるというふうに考えていますが、ここも3台ではちょっと台数が足りないということであれば、増やしていきたいというところは考えているところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 以前7人乗りのバスを使って運行したときに、最初に乗った人が帰るまで非常に1時間以上かかった、15分ぐらいでとか10分で帰れるところを1時間以上、バスに乗り続けたという事例もございます。

あと、今見ていると、今もタクシー使っているんですけども、高齢者の方が待っている場所、これは課長にはお話ししたんですけども、寒いところで待っているんです、今。乗る場所は各自指定されて決まっているらしいんですけども、中で待ってられるようなところはいいんですけども、中で待っていて見えないところあるんです。そうすると、道路脇にご高齢の方がこの寒空の特に風の強い日は非常に苦痛な顔をして待っていただいて、私も1件声をかけたんですけども、今デマンド待っているんだということで、非常に寒い思いをなさっていたご高齢の方を見ました。

この辺についてのサービス、どのようにこれからしていくのか、これは関係ないんですけども、待ち合わせ時間がまちまちで、あちこち走らせてもいいんです、あちこちで乗せる。効率は上がっても、今度待つ時間が多くなったりするとそれが心配なんです、特に冬場は。この辺はどのように考えているのか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

議員からその件に関しましては意見いただきまして、私もそう感じておりますので、場所等についても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 簡単にそれできないんです、たしか。だから、検討じゃなくて、それと対でやっていただかないと、夏場も今、相当外にいと暑い。もう夏場のほうが危険かもしれないんです。だから、その辺のシステムはこのA Iを導入すると同時にやっていただきたいと思っておりますけれども、もう一つ、A I配車予約システムはプロポーザルで行うと言いましたけれども、2,000万円で本当に運営なさってくれるのか。初期だけでシステムをつくったときだけなのか、毎年毎年システムをつくったら、2,070万円の投資が必要なのか、その辺はいかがですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

システムのランニングコストになりますが、月110万4,900円を今のところ当初予算では計上させていただいております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 特に高齢者の人が大変関心持って早く便利なほうにやっていたきたいということなんで、課長には十分の配慮の上、ご苦勞をかけながら一生懸命やっていたきたいと思います。

続きまして、18ページの38番、まるごと西郷館なんですけれども、これは一般質問でやりました。基本的に直売所というか農産物については終わりましたけれども、今回飲食ブース、非常に面積が広いんです。飲食ブースは以前から言っていますけれども、地域の飲食店、ラーメン屋さん、プールのときも言ったんですけれども、民業圧迫にならないかというのが私心配なんです。飲食ブースをこれだけ5倍、10倍ぐらいに増えています。この増やした目的とあと事前に同業者に対する市場調査というか、アンケート調査というか、その人たちの意見もお伺いしたのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、まるごと西郷館の飲食ブースの点でございますけれども、まず同じ飲食店をやっている方々に個別にヒアリングというのはいたしておりません。ただ直近ですと、近くの人気ラーメン屋さんが閉鎖したりですとか、そういった事情もありまして、また旅行を企画する旅行会社等の意見なんです、国道289号線を通って甲子地区に行って、奥会津のほうに抜けたりとかする中で、団体さんが利用できるお店がないというようなことを以前から言われていまして、西郷村でお金を落としてもらうにはどこかしらに立ち寄ってもらって飲食とか、買物をしてもらいたいというところもありまして広めにつけたというようなところもございます。

また、面積を拡張した理由といたしましては、各種イベント等での活用ですとか、将来的には子ども食堂の可能性とか、そういったものを含めて、いろいろ狭いよりは広いほうが当然いいということもありますので、そういったいろいろな可能性を考えた上で現状の計画となっているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今回の事業費が8億円です。今回2分の1が国か県からが補助してくれるんでしょうけれども、全体を見て、4次計画、総合計画にもありますけれども、載っていないんですけれども、地域の企業、特に小売店を何とかしようという話はどこにも出てこないんです。今チェーン店だけです、西郷村に起業しているというか、やっているところが。それも今回出てきているのは薬屋さんとコンビニエンスストア。あとの店はほとんどなくなっているんです。

西郷村はそういうの潰して行って、こういう外からの観光組合とか観光関係の人に話を聞いて、そのとおりに話を聞いて単純に、全体計画もなしに8億円使って、その

前に何億円使ったか分からないですけども、土地取得と半分ぐらいの面積の売場面積、それは目的がちゃんとあったんです。農業者の育成とか、いろいろちゃんと名目があったんです。ただそれだけで、ほかにもちゃんと計画があるんならいいんです。常に、プールもそうですけれども、民間で一生懸命借金しながら、そこから利益を出しながら、税金を納めながらやっているところもあるにもかかわらず、意外と思いつきでやるんです、行政というのは、民間潰しみたいな話になるんです。そしてこういう公の金を使ったところが業績悪くなると、民間を入れてという話になるんです。

今回の温泉施設もそうでしょう、民間を活用してと。民間を潰しておいて、うまくいかなかったら民間を活用するって、こういう税金の使い方が果たして正しいのかというところがあるんです。もうちょっとちゃんと地域の人を、特にこの商売に携わっている人たちの意見をちゃんと吸収して、あなた方にはこういうサービスをしますと、その代わり1か所でそういう声もありますので、こういうところはこういうサービスをしますよ。中出す品物とか何はかぶらないようにしますとか、そういう緻密な打合わせをしないと、簡単にどこかの意見一つを取り入れて、それでやっていくというのはいかなものと思うんですけども。いかがですか。もうちょっと真剣に考えていただいて。

これ、やるんであるんだったら、別なそういう同業他社、今、一生懸命頑張っている食堂関係の人、そういうのにも何かほかに行政でサービスできることあるかないか、そういうのも含めて考えながらやっていただきたいんです。一方的にそういう公の金を使うじゃなくて、あっちも立てればこっちもある程度立てないと難しいんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

◎休憩の宣告

- 議長（真船正晃君） ただいま11番鈴木勝久君の質疑の途中であります、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

- 議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第28号に対する質疑を続行いたします。答弁願います。
産業振興課長。

- 産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

議員おただしである直売所のレストランについて、必要以上に広いんじゃないかということでのおたしだと思いますけれども、現実、当初増改築の目的といたしましては、農業者、出荷者の方の要望ということもあり、手狭であり、拡張してほしいというようなことが以前から言われておまして、それに伴って当初その部分で検討していたところですが、補助の内容とかいろいろ模索していった中で、かなり有利な補助金の採択が見込めるというようなこともありまして、一緒にレストラン

のほうも拡張してはどうかということで、具体的に話が進んだところでございます。

レストランにつきましては、先ほど質疑のほうでお答えさせていただきました、現在は西郷村、えいびいさんという業者が入っておりまして、そちらのお店のほうでは西郷村の食材を使って、米や野菜、また麺とかみそ、あと魚などもほぼ西郷村産の食材を使って提供しているということで、結果的には出荷者といいますか、村の農家の方にも寄与しているというようなところもございました。

また事前にお店のほう、聞いたのかという話でありましたけれども、現実的に近くのかなり人気があるお店とかにも聞いたりしてはみたところなんですけれども、将来、あと何年やるかも分からないしということで、話に終わってしまったりとか、そういった経過もございましたということもありまして、あと、先ほども申し上げましたとおり、いろいろな可能性があるということである程度大きめに造っておくことで、将来活用できることがあるんじゃないということで、面積のほうが広く設けているというところがございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分からないんです、説明が。まず、バックヤード狭いとかいう話は最初に始まる時言ったんです、私は広く取らないと駄目だと。するとあそこに登録者があの時点でも105名ぐらいいたから、その人が例えば3分の1があそこに入ったとき、無理でしょうと、あと、冷蔵庫をもっと広くしなきゃ駄目と、いろいろ言ったんです。あと同僚議員からは、何であそこは、トイレの話もしました。あれだけ広い大型バスが止まるところに、あんな室内に2つしか造らないんだという話とか、そういうのをしていたんです。それを一切そちらでは聞かなくて、今さらなんです、このタイミングで。だから、それは今言ったとしても私たちには響かないんです。あのとき聞いておけばこんなことにはならなかったですし、だから計画性がなかった。

あと、この飲食ブース、大変広くなりましたけれども、今言った一つの業者だけで使うようになるんですか、それとも複数の業者が、別な道の駅とかなんか見ますと、数社が入って、お互いいろんな得意料理というか、別な料理を、同じ料理じゃないのをいろいろ出しているのを見ているんですけれども、何社かその中に入れるつもりとかはあるんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

中身、内容といいますか、お店につきましては指定管理制度に基づいてやっておりますので、そちら3年ごとに更新という形になりますが、そのときにまた更新されれば同じ業者が入る可能性もありますし、違う業者が入る可能性もあるというようなところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ということは、あそこにはもう1社しか入れないというのが前提で設計なさっているんですか。複数社を入れるような配置にはなっていないくて、もう1社しか入れないと、そういう立てつけで設計されているんですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

設計の段階でございますけれども、これから詳細な実施設計に入ってきますが、面積的には2社程度は入れる広さとなっております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 面積は取ってあっても、入れるつもりはないんですか、1社だけなんですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

今現在1社ということで回しておりますけれども、2社入る可能性もございますし、今の段階では1社ということでやっておりますけれども、将来的には事業者、10年、20年先にはどういうふうになるか分かりませんので、2社入る可能性もありますし、その辺につきましては、取りあえず面積は2社入る規模で造っておりますが、現在は1社ということでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） しつこいようですけれども、最初の設計で2社入るように造っておかないと、あとから2社入れると言っても、厨房は、やるものによって全然違うんです。共同で作れと言ったらコックの業界は厳しいんです。内容分からないでしょうけれども、ごみ一つあったって怒られるような世界なんです。だからそれを共同で使えなんていうのは無理なんです。だから2社入れるんだったら2社入れるように設計を最初からしておかないと、将来的に10年後という話はもう無理だと思います。

あと、次いきたいと思います。

2年間の令和8年、9年の債務負担行為になっておりますけれども、全体的に大体約4億円を使う、この4億円というのはどこから出すお金なんですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

全体8億円の中の4億円は国のほうから補助金が頂ければという話の下ですけれども、残りの4億円につきましては一般財源もしくは起債というような形になるかと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） だから、その4億円が問題なんです。起債なんですけれども、どういう条件でお支払いなさるんですか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 11番鈴木議員の質疑にお答えいたします。

借り入れる地方債につきましては、議案の7ページにあります一般補助施設等整備事業債でございます。まず借入れは補助裏の充当率75%、借入れの条件は建物の耐用年数以上の年数じゃなきゃいけないものですから、今のところは30年の、金利についても固定を希望して据置き、5年か3年、償還方式につきましては元利均等方

式2回を予定しております。

○11番（鈴木勝久君） 何%。

○財政課長（渡部祥一君） 利息は借入れを実行する時点の国債金利になりますので、今はまだ分かりません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 一般に、4億円の借入れは飲食店ではなかなかできないんです。そこを一般の企業は一生懸命安く家を建てて、席数も限られたもので売上げを計算して、そこからどのぐらい返済できるかというのを計算するんです。そこには従業員の給料等も加味した、光熱費も加味した、そしてその借金という段取りでやって、4億円というのはないんです。だから、非常にここに入ってくる人は条件のいい条件で入ってくるんです。本来はできないようなところでやるんですから、一般企業だったら、5年据置きの30年償還なんていうのはないんです。それを片方でやってあげている。片方で8億円のレストランを4億円返済ですけれども、規模的には8億円のレストランを造ってあげるんです。そうすると、じゃその借入条件というのはどのようになっているんですか。飲食店の借入条件です。飲食店がそこに入ってくる条件。

○議長（真船正晃君） テナント料で……。

○11番（鈴木勝久君） 貸付料はどのように。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

テナントの貸付けにつきましては、すみません、ちょっとうろ覚えで申し訳ないんですけれども、定額5万円プラス売上げの10%だったと思いますが、すみません、資料ございませんので、申し訳ございません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今のを整理しますと、月固定で5万円、それに売上げの例えば100万円の売上げがあったら、5万円の返済。

（「10%」という声あり）

○11番（鈴木勝久君） 10%ですね、だからそこで約10万円と固定で5万円だから約15万円。あまりその条件についてはまた後でお話ししますが、一般的には8億円から考えたら、そんな返済方法で立ち行かないんです。それはもう借りる人がいなくなっちゃうんで、それ以上はしゃべりませんけれども。

だから言いたいのは、これから新庁舎を建てる、この道の駅もやらないと言ったのに、何か変更して道の駅もやる。温泉もこれからどのようになっていくか、あの施設はどのようになっていくか、それにもかかってくる。結構先送りして後世に負担がかかる条件になっています、今のやり方は。

そうすると、ここで問題ですという話なんです。今、西郷村が不交付団体でいられるのは1企業の業績次第でどうにでも変わる状態なんです。不安定なんです、本来は。積み上げて、積み上げて、とか固定資産税で上がってきている税収じゃないんです。

景気に左右される税金の取り方なんです。企業が売上げ上げるか、下がるかの話ですから、意外と不交付団体で一生懸命頑張っていますけれども、ただ、その根底は非常に厳しい状態であるんです、実際問題としては。

だから、先送りしない、本来は予算編成にしなければならぬと、私は浮かれている場合じゃないと申し上げて、ちゃんとした計画の下にやっていただきたいと思います。

続きまして、22ページにいきます。

これは、質問じゃなくて、確認です。55番、ICTのタブレット、今度GIGAスクール構想からNEXT GIGAに変わってきているんです。もう始まって5年ですから。そのいろいろの導入だと思うんですけれども、直したり。これは括弧して、タブレット端末購入で圏域共同調達というのがありますけれども、これについて説明願えますか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

ただいまのご質疑の圏域の共同調達というようなご質疑でございました。こちらは福島県が全市町村の部分の調達をプロポーザルで調達で決めまして、各市町村に分配するような形でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その確認だったんですけれども、今生徒はいろんなタブレットを自分のところで持ってそれを使っていけばいいんですけれども、後から転勤してきた先生方が、このタブレットがいろんな機種がございまして、機種が代わると先生のほうはその機種に対してついていくのが大変だということで、先生間のほうが問題がいろいろ出てきたんです。ということは、今おっしゃったように、同じ共通のシステムのタブレットを県が用意するというので、もう一回確認なんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

一部、独自でiPadの使用の町村もございます。ただ、県南に関しましてはChromebook、そちらを共通で活用するような形となっております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、ある程度先生間でのトラブルというのはないようにしているという。

（「はい」という声あり）

○11番（鈴木勝久君） 了解しました。

じゃ、以上をもって質疑、終わらせていただきます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、議案第28号について質疑いたします。

今日、閉場式ということで私、議員になって来月で40年になります。本当に思い

出の議場で本当は黙っていたほうがいいのかもかもしれませんけれども、1点のみ、お伺いしたいなど、そのように思っております。

当初予算の概要で、18ページであります。今ほど、11番の議員がおただした件になりますけれども、予算は通過してもやらないほうがいいのかと、そのように私は思っております。

じゃ、なぜかと言うと、今大変石油がマスコミで騒がれております。石油だけじゃなくて、原油も多分高騰すると思います。皆さんご存じのように、昔、昭和の時代に湾岸戦争があつて、オイルショックがあつて、ちり紙、ティッシュペーパーなどがもう不足し、全ての資材が高騰したということの歴史を見る限りにおいて、設計委託料とかいろいろ上がっているようですが、設計はしていただいてもいいけれども、次の段階には入らないほうがいいのかと思うんですが、どのように執行部のほうで考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大石議員の質疑にお答えいたします。

設計だけで、もう少し様子を見るということでもありますけれども、設計から施行から全部含めた形の今回は予算の取り方になっておりますので、どうか、先ほど課長が申しあげましたように、出荷者数、あるいはこれからのにぎわい、交流、いろいろ考えると、今手狭ということもありますし、この事業を展開していきたいという考えでありますので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 庁舎ができて、実際よかったなと思っております。私は商売上、資源が湾岸戦争のときは相当上がったんです。高騰したんです。それは重油を使ったりするよりも原石を使って鉄鋼にするよりは、その再利用したほうが付加価値が上がらないということで、その再利用のものがかなり高騰したということは資材も高騰するんです。多分、アスファルトも高騰するでしょう、重油を使いますから。重油というか、油を使っていますから。建物、柱一本にしたって相当な金額がかかるというときに、やはり行政が補助が出てくるだけじゃなくて、じゃ、この補助で半分50%出たら、あと50%かけて本当に完成できるのかというところまで考えていかないと、私はとても心配でならない。

現に、庁舎造るときにも大変な追加、追加で来ているわけであつて、それ以上に大変な状態にならなきゃいいな、そのように思っているんです。だから、確かに国から補助5割出てきて、そして5割負担で計画していくのはいいんですけれども、ちょうど来年になったら、設計上においてそれ以上の金額が、倍まではいかななくても増えてきたときに、果たして完成できるのかなと、そのようにも思っております。

それに、先ほど11番議員が質問していた飲食店の関係なんですけれども、「り菜あん」はもう皆さんも行っていると思いますけれども、「り菜あん」はもう飲食やっていないんです。あんなにおいしいどんやいろんなものを売っている「り菜あん」さえももう飲食はやっていないと。そして大型が入れない状態で、隣に大型のパーキ

ングを造ってあるというふうな感じであります。なぜ大型を入れないほうがいいのかというと、アスファルトがたちまち壊れます。ですから、もうちょっと職員に調査させるのも一つかなと私は感じております。

そして、先ほども言ったように、長い議員生活だったものですから、ちょっと一般質問的になっちゃうかも分かりませんが、三菱製紙に、ある大型店が出店する際には、国道4号線にどれぐらいの車が通っているんだと、各町村はどれぐらいの人口がいるんだと、そこまで調査するんです。

先ほど課長がいろいろ、るる、それこそ観光屋が観光バスのお客さんが入るからいいんじゃないの。じゃ、観光バスは何台通っているんですか。その観光バスはどこに向かっているんですか。私もちょうど国道4号線からふるさと農道を通っていく観光バスを見えています。ほとバスも通っています。どこを通ってくるんだと。うちはこれから追加していく場所が、直売所が本当に便利な場所なのか。高速できたらサービスエリアのほうがもっと便利です。

ですから、例えば課でそういうことを聞いた場合には、観光バス何台通っているんだということまで調べていかないと、村民の税金でやっていく行政としては根拠たるものを示していかなきゃならないんじゃないかな。そのように思っているんですが、そういう調査はしてありましたか。

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

交通量調査に関しましては国道289号線、県道となりまして、県のほうで行っているんですが、すみません、今データのほう持ち合わせておりませんので、ちょっと内容についてはご説明できないということですのでよろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 本当に、時期的に悪い時期に入っていく段階でのこの事業かなと思う点がありますので、村長にはよく判断してもらいたい。

設計は、先ほど言うように、長い議員をやってきました。だから村長も4人の方々、昭和、平成、令和と3時代に私は議員をやっている間のその経験を話すると、設計やっても情勢が悪いと言って、その設計を使わなかったという時代もありました。ですから、私はこの予算には賛成しますけれども、よく考えていかないと、温泉は掘って、もなかなか温泉がきれいな水になるんだかならないんだか分からない状態、汚泥の処理はかかる、庁舎もできたけれども、これからどんな感じでいくんだ、学校も考えなきゃならない。

狭くても、にぎわいを見せる場所には人が集まるということも、商人の片割れである商工会青年部をやってきた一人として、狭い店こそ人は集まる、おいしいんじゃないかという形でいくと、取りあえず言いたいことを十分言わせてもらったんで、村長のほうも私の意見を小言と聞かないで、ぜひひとつ考えていただいて、苦勞するのが村長であり、次を担う方々、職員だ。

あえて言わせてもらおうと、道がそれますけれども、庁舎を北海道で造って、払い切れないほどの庁舎を造って、じゃ何をやったか。職員の給料を減らして、もちろんあそこは市長か、市長、その他のもろもろの方々が給料を減額して払っているんです。

ですから、時代を見ながら、側近の時代を見ながら、進めていくのも一つかと思うので、ちょっと質疑からずれちゃったところもありますけれども、その辺も参考にさせていただくことを質疑して、私の質疑は終わりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 議案第28号「令和8年度西郷村一般会計予算」について質疑させていただきます。

予算説明会である程度質疑のほうさせていただいて理解しておりますが、1点ちょっと予算説明会で質疑するのをうっかり忘れていたところがありまして、それについて質疑させていただきます。

まず、予算の概要の23ページの教育支援運営費75万円という額的にはそんな大きな額ではありません。全く本当微々たるものの額であります。この事業目的として教育支援室を設置すると記載あります。

以前私、いじめ対策の中で質問したときに、教育支援室を設置するという旨のご答弁をいただき、実行していただいたんだなということでありがたく思っております。

その中で、教育支援室というのは新しい庁舎に教育委員会も入ってきますが、その中で一つの室ですので、どちらか部屋ができ、そして専門的職員を配置するというような形になるのかどうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 6番鈴木修議員の質疑にお答えいたします。

教育支援室の件でございます。

まず、人員の配置でございますが、まず室長1名、専門指導員2名、今現在もスクールソーシャルワーカー、週2日勤務していただいておりますが、その方にも入っていただきまして、はじめに4名でスタートしたいというふうに考えております。

こちらの教育支援室でございますが、文化センター内に設けたいというふうに考えてございます。4月20日開庁に向けまして、学校教育課、新庁舎のほうに移りますので、その今ある現在ある学校教育課の部屋と隣に教育相談室がございますので、そこを中心にこちらの教育支援室の開設に向かって進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 教育支援室の職員の配置等について理解いたしました。

中身的には、ここでは内容、目的的には、子どもや保護者が抱える様々な課題の解消に向けということで、登校できない子どもの支援や保護者の相談ということになっておりますが、もちろんこれは出向いての相談だけでなく、電話等での相談、よく白河ですとハートコールでしたか、教育相談できるような形、また福島県ですと、子どもSOSというような形での電話相談、専ら私は電話相談がまず第一歩かなと考えて

おりますが、その辺の運営の持っていく方というのはどういう形で持っていくのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

ただいま、鈴木修議員がおっしゃったとおり、いろんな相談がございます。当然電話の相談もございます。各学校にこちらの専門指導員が学校のほうに行きまして、なかなか教室に入れない児童生徒の対応もするような形を取ります。

また、先ほど電話の相談が中心になるところでございましたが、今年度の予算の中には計上はしておりませんが、ホームページ等を使いながら、そういったパソコンを使ってそこで困り事相談をできるような、そういったシステムも今後ちょっと構築をしていきたいというふうに考えております。

先ほど、教育支援室の業務内容のほうにちょっと触れなかったんですが、鈴木修議員がおっしゃいました教育相談に関することは当然でございますが、この教育支援室の中では教職員等の研修、それから相談等も行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 登校はできているが、学校内で教室に入れないとか、そういう子どもたちというの、それは理解しました。一番はやはり不登校、それから今これは保健福祉課とも連携を取らなければならないと思うんですけども、ヤングケアラーのお子様、それからいじめ問題、私は一番はいじめ問題で、いじめに対して相談できる環境が本当に西郷村は多分なかったと思います。そういう意味でこの教育支援室というのが一つ重要な組織になっていくのかなと考えております。

そのためにはある程度保護者、児童生徒に、こういう相談が気軽にできるというのを大きく広く広報していただくのが一番かと思います。それと同時に、相談の中でも問題解決的な相談と、それと予防的な相談、いろんな相談のやり方があると思うんですけども、その辺も室長を中心にちゃんと勉強、研修していただきながらやっていただければと考えております。ぜひこの教育相談室がうまくいくことを願って質疑を終了します。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 議案第28号「令和8年度西郷村一般会計予算」について質疑をしたいと思います。

まずはじめに、第6款農林水産業費の第2項の林業費の中で伺いますけれども、過日、新聞の中にLINEヤフーという会社と阿武隈川上流区域の森林を20ヘクタールほど整備をするという新聞記事を見ましたけれども、今回のこの予算の中ではその部分というのは反映されていますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

過日、LINEヤフーと西白河地方森林組合のほうで協定を締結しまして、西郷

村、特に阿武隈川上流の森林を整備するというような報道がなされたところでございまして、そちらは村長も立会いの下、協定が結ばれたわけですが、その中身につきましてはLINEヤフーさんのほうで整備にかかる費用を捻出し、森林組合が整備するというようなことではございまして、今回の令和8年度の予算の中には入ってはいません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 2月5日の協定なんですね。すごくいいお話だなと思って新聞を見ていました。

村長に一言申し上げたいなと思って取り上げたんですけれども、せっかくこういういいお話なんで、なぜ当初の所信表明の中でもこういう話をされないのかなと思って今、一言申し上げようと思って出てきたんですけれども、村長は新聞の記事の中では阿武隈川を子どもたちの未来につなげていくということで、本当に子どもたちの未来を考えて、LINEヤフーでしたか、こういったメジャーの会社と提携をしてきてくれたというのは本当にいい話だと思います。こういったものをもっともっとアピールすべきだと思います。いつもは文句しか言わないんで、たまにはこういうことを言ってみようかなと思って言いますけれども、ぜひ私の意見であっても、そういうふうにもっと自分をPRしたほうがいいと思います。

続いて、第7款の商工費の中の第1項商工費で観光絡みのお話がございます。細かい話をしますけれども、119ページ、この中で中段よりもちょっと下のほうですけれども、環境コンテンツ造成事業業務委託とございます。これは恐らく西郷村の観光名所をいわゆるインターネットとかテレビとかチラシとか、そういう情報発信してもらうための業務委託かなというふうに思うんですけれども、これを行う予算を立てるに当たって、観光地づくりというのは村としてどのようにお考えなのか、確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

119ページに掲載があります、観光コンテンツ造成事業の業務委託ということでございますけれども、こちらにつきましてはサポート事業を活用させていただきまして、昨年度はウォーターアクティビティということで、水を使った遊びと申しますか、アクティビティでございまして、そちらの磨き上げを行いながら、地域ガイドというようなものを育成して、ガイドのほうを育成してコンテンツを造成するというような形のものでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） コンテンツの意味の捉え方の違いかなと思うんですけれども、いわゆる私はコンテンツというのは、インターネットやテレビとかチラシとか新聞とか、そういう何というか、メディアを使った媒体を介していろんな意味で観光地をPRしていくものだというふうに理解していたんですけれども、どうもちょっと違う部分があるなと思うんですけれども、そういった意味でこの予算を組んだということでは

理解をすべきかなと思いますけれども。

さきに申し上げたように、観光地づくりに関して村はどのように進めていくのか、この予算の中ではちょっと読み取れない部分があったので、伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

観光地づくりということでのご質疑でございますが、観光地の推進といいますか、宣伝に当たりましては、この事業にかかわらず、いろんなところでの項目で予算の立ち上げをさせていただいていますが、例えば観光地のほうの維持管理を含め、また各種イベントですとか、そういったものをもろもろ全体を含めて観光地づくりということで、項目は多岐にわたりますけれども、いろいろありますので、特にこれはということで、ご説明なかなかなか難しいところではございますが、こちら観光費に計上されている予算につきましては、観光地づくりということで理解していただければと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 観光地づくりという言葉があったんで、村としては観光地づくりの考えはいかがなんですかということ伺っているんで、先ほどからお話もありましたように、まるごと西郷館の話もありました。あれですらも、観光地に入ってくるものだと思うんです。今のカーナビに検索かけると、もう道の駅が目的地の一つとして観光地のような目的地として挙がってくるような時代なので、ですから、そういった意味でもいろんな何というか、PRをしていく必要があると思うんです。特定の部分に絞り込んでやってやっているのが村の考えだと思うんです。ですから、もっともっと大きな視野を持ってこの予算編成はあるべきだなというふうに思います。

続いて、同じページの中段よりすぐ上のところです。

個人事業主休業時支援事業補助金ということでございますので、予算概要書の中に説明書きがございましたけれども、これを見ると何となく分かります。これを運用するに当たって、運用規則というのはつくられたんですか、伺います。規則かもしくは要綱か、できているのであれば、確認したいと思います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

先ほど申されました事業につきましては、ある程度の概要版ということで、課内で設定といいますか、は立ち上げていますが、正式に要綱という形で起案をして、発議をして、完成まで至っている現状ではございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 課内で調整して、まだきちんとしたものではないということですが、これはいつまでおつくりになりますか。

これはきちんとしたものを決めておかないと、いろんな誤解が生じると思います。例えば、先ほど言ったというか、万が一、これに該当するような場合に、片方は該当する、片方は該当しないとなったときに、いろんな話が出てくると思います。例えば

あれは課長と仲いいからだとか、あの人は村長と仲いいから該当するんだとかしないんだとか、そういう話になってくると思う。ですから、きちんとした物差しをこういったものはつくるべきだと思うんですけども、いかがですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

こちらの事業につきましてはある程度は要綱を下案といいますか、はもうつくっているところでございまして、当然ながら、4月1日には要綱のほうをつくり上げる形になるところでございますけれども、まだちょっと詰めの部分でどうしていいか、ちょっとなかなか検討を今図っている部分もございますので、4月までには完成するという形で認識していただければと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 4月1日までにはきちんと整備をするということで理解をしたいと思います。

せっかく村長、いい方向に足を一步踏み出してくれたと思いますので、ぜひきちんとしたものをつくっていただきたいというふうに思います。

そこで、もう1点、2点伺いたいと思うんですけども、この内容、概要版を見ていますと、個人事業主が自身の入院を伴う治療または感染症などとなっているんです。個人事業主自身、ご自身だけなんですか、該当するのは。伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

こちらに今記載のとおり、個人事業主自身が入院を伴い、または療養、感染症などにより4日以上事業を休業、お店を休んだ場合ということで、今の段階では検討をしているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 個人事業主となると事業主だけと目がいってしまうのかもしれないんですけども、いわゆる個人事業主の方というのは村内を見ていると、ご夫婦とか家族でやられている方も多いです。

ですから、先だっの一般質問の中でも申し上げましたけれども、所得税法の第56条、それから見れば個人事業主、個人だけの話になってくるのかなと思うんですけども、そうではないと思うんです。ご夫婦でやっている場合の話をしますと、旦那さんが例えば主でやっています。その奥さんがサポートしている。奥さんのサポートがあるから旦那さんは動ける。逆のパターンもありますけれども、どちらかが欠けた場合でも、もしかしたら廃業してしまう危険性もあるということ、そういったことをきちんと組み入れるべきだと思います。

ですから、今要綱を直しているのであれば、その部分は直すべきだと思うんですけども、いかがですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

こちら企業法人の支援事業でございますが、ベースとなるのが社会保険のほうの傷病手当のほうをある程度参考にさせてもらっている部分もございます。

今おっしゃられた、議員の、夫婦で奥さんのほうが病気になって旦那さんも看護のために店を休業するとかいうような場合には、個人の保険加入なんかの状況にもよると思うんですが、それにつきましてはもうちょっと精査して、中身のほう調査して検討したいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 平行線になると思いますので、もうここで終わろうかなと思うんですけども、いわゆる奥さんもちゃんと保険に加入されていますよね。国民皆保険で国民みんな保険に入っているわけですから。ですから、奥さんのほうもきちんと反映させるべきだと思います。

今言った所得税法の第56条、これは多分記憶が間違っていなければ、昭和25年ぐらいに付け加えられた法律だと思っています。そういった古い法律にいまだに引きずり回されている。そういった面でいろんなひずみが出てきているということを中心に頭に入れていただいて、改善していただきたいと思います。

あともう一つ、ごめんなさい、思い出しました。今と、感染症とありますけれども、この感染症のくくりというのはどこまで感染症くくっていますか。例えばコロナウイルスだけとか。確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

感染症につきましては、現段階では5類を除くということで検討しておりまして、今風邪なども5類感染症というようなことで定義も変わっておりまして、ただ単に風邪で入院するなんていうのはなかなかケース的にはないと思いますが、一応5類感染症は除くという方向で今は考えさせてもらっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） そこも、もうちょっと拡大して考えていただいたほうがいいかなと思います。いろんな今病気がはやっています。5類を除くということで今お話がありましたけれども、まず要綱が4月1日までに上がってくるということで、それを確認しながら、またこの後取り上げていきたいというふうに思います。

続いて、もう1点のみで、第10款教育費の第6項保健体育費の中で、ちょっと確認したい部分がございますけれども、私の計算が間違っていなければ、この中で使用料として上がってきているのが、プールで703万8,000円、体育館が124万1,000円、あと野球場が3万3,000円、合計しますと831万2,000円、支出のほうはかなり大きいです。体育施設として総額で出ているのが、1億2,363万9,000円ということで出ています。

これの金額がかなり大きいということで、今回のいろんな話が出ていますけれども、温泉掘削事業ということで、温泉が出れば使えるのであれば、プールのほうの水温上げて、光熱費を下げるということで、今、村ではいろいろ取組をされていると思うん

ですけれども、その考えそのものはいいのかなと思っていたんですけれども、そこでふと思ったのが、いわゆる何と言いましたか、ネーミングライツと言っておりましたか、名前貸しというものでですか、例えば何々銀行西郷体育館とかありますね、今ね。そういった考えというのはいないんですか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 13番上田秀人議員のご質疑にお答えします。

施設のネーミングライツについては今のところ検討はしておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） なかなか応募する方はいないのかなという気はします、ネーミングライツは。ただ、私は取り組むべきかなと思うんです。そうやって少しでも使用料、値段を下げる、村の負担を少しでも下げる。そうやっていわゆる社会体育の目的である健康増進につないでいく、スポーツの新興につないでいく。そのためにいろいろ検討すべきだと申し上げて、私の質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番矢吹です。

議案第28号「令和8年度西郷村一般会計予算」について質疑します。

時間もないものですから、1点だけ質疑します。

地区コミセン等の管理費について質疑します。

この予算の中で私は、皆さんは別なのもありますけれども、このコミセンの管理費についてはちょっと少ないのかなと私なりに気づいています。村長はどのような当初予算を経て考えていたんだか分からないですけれども、その中でもここに書いてあるんです。地区集会施設について、西郷村地区集会施設について空調設備設置及びトイレの改修等の工事を実施し、利便性の向上を図るという言葉が書いてあるんですけれども、その中の事業内容で、エアコンです。空調設備で、柏野、羽太、上折口原、山下、芝原と5か所あります。トイレは、真船コミュニティセンターの男子トイレ、また上折口原は駐車場の区画線整備ということではありますが、一般質問に、脱線しないようにしますけれども、各行政区長から、西郷村は52でしたか、行政区、その中で常々うちのほうの行政区長から要望しておるにもかかわらず、空調設備、トイレを設置してもらえないということで、この大事な、利便性の向上を図ると、利便性が大変向上していなくて不便を来すと。なぜと言うならば、利用者から話を聞くと、夏場は暑くて困る。扇風機10台ぐらい使ってあげているということで、以前からずっとエアコンの要望を出していたにもかかわらず、こういう形で、914万1,000円ということで上がっている。村長に1点だけ、どのような編成しているのか、伺って終わります。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 15番矢吹利夫議員のご質疑にお答えいたします。

コミセン等の管理費について、具体的にはエアコン設置に係るものかと思いますが、各施設のエアコン設置につきましては、まず投票所とか自主避難所とか、そういうと

ころを優先的につけさせておるところで、あと、全般的になんですが、地区集会施設の見直しというものも加味されるようなところが新たに出てきましたので、そういう総合的に勘案して今、エアコン等設置しているところです。

以上です。

◎休憩の宣告

- 議長（真船正晃君） ただいま質疑の途中であります、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正晃君） 再開します。

（午後2時20分）

- 議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

15番矢吹利夫君の質疑を許します。

15番矢吹利夫君。

- 15番（矢吹利夫君） 再質疑します。

今回、914万1,000円の中の内訳は、一般財源で24万1,000円、地方債で890万円ということで、合わせて914万1,000円、この予算編成で村長はどのように思っているのか、村長、答弁をお願いします。

- 議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

- 村長（高橋廣志君） この予算につきましては課長が先ほど答弁したとおり、自主避難あるいは投票所、またさらには地域の実情、あとは利用頻度とかそういうのを勘案しながら、今後は予算の立て方を考えていきたいと思っております。

- 議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

- 15番（矢吹利夫君） 今の利用頻度に関しては今回、名前は挙がっていなかった集会所なんですけれども、利用頻度も申し分ないし、また地域の避難所として災害のときは集まる場所ですので、ぜひとも早急とは言いませんけれども、補正でも何でもつけてもらって、快適な利用者の使いやすいような利便性の向上を図っていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

- 議長（真船正晃君） そのほかいかがでしょうか。

（「なし」という声あり）

- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第28号「令和8年度西郷村一般会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正晃君) 挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号～議案第31号に対する一括質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第27、議案第29号から日程第29、議案第31号までの特別会計予算に関する議案3件については、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、一括して議題とします。

一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、一括して採決を行います。

議案第29号から議案第31号まで、本3議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正晃君) 挙手多数であります。

よって、議案第29号から議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第30、議案第32号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第32号「令和8年度西郷村水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第31、議案第33号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第33号「令和8年度西郷村工業用水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第32、議案第34号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第34号「令和8年度西郷村下水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第33、議案第35号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第35号「令和7年度西郷村一般会計補正予算(第9号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号～議案第38号に対する一括質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第34、議案第36号から日程第36、議案第

38号までの特別会計補正予算に関する議案3件については一括して議題としたいと

と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、一括して議題といたします。

一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、一括して採決を行います。

議案第36号から議案第38号まで、本3議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正晃君) 挙手多数であります。

よって、議案第36号から議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第37、議案第39号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第39号「令和7年度西郷村水道事業会計補正予算(第3号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第38、議案第40号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第40号「令和7年度西郷村工業用水道事業会計補正予算(第3号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第39、議案第41号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第41号「令和7年度西郷村下水道事業会計補正予算(第3号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第40、議案第42号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第42号「令和7年度西郷村一般会計補正予算(第10号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正晃君) 挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて日程第41、請願・陳情に対する委員長報告であります。

はじめに、請願第6号及び陳情第2号について一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) それでは、一括して報告を求めます。

総務常任委員会委員長、鈴木勝久君。

○総務常任委員会委員長(鈴木勝久君) 11番、総務常任委員会委員長、審査報告をいたします。

請願第6号「防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書の提出について」につきましては、令和7年第4回定例会において総務常任委員会に付託されました。

審査の結果、継続審査となっておりましたこの請願につきましては、3月5日、本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し、再度慎重に審議をいたしました。

また、本会議において、当委員会に付託されました陳情1件につきましても同じく3月5日、本会議終了後、第2会議室において全員出席の下、委員会を開催し、審査したところであります。

慎重の審議の結果、請願第6号「防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書の提出について」と陳情第2号「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」につきましてはどちらも不採択すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（真船正晃君） 委員長の報告が終わりました。

一括して質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はまず、請願第6号について行います。

討論ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

継続審査請願第6号「防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書の提出について」、このことに対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、継続審査となっておりました請願第6号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第2号「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」、このことに対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、陳情第2号は不採択と決定いたしました。

続いて、陳情第1号に対する委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、河西美次君。

○産業建設常任委員会委員長(河西美次君) 9番、産業建設常任委員会委員長、報告いたします。

本定例会において、産業建設常任委員会に付託されました陳情1件につきましては3月5日、本会議終了後、第2会議室におきまして全員出席の下、委員会を開催し、審査したところであります。厳正なる審査の結果、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出(陳情)について」につきましては採択すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

○議長(真船正晃君) 陳情第1号に対する委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出(陳情)について」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり、決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手多数であります。

よって、陳情第1号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長(真船正晃君) ここで発議1件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 議案書を配付いたしますので、暫時休議いたします。
（午後 2 時 3 7 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。
（午後 2 時 3 9 分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（発議第 1 号）

○議長（真船正晃君） 追加提案されました発議 1 件につきましては、日程第 4 1 の次に、追加日程第 1、発議第 1 号とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

ただいま日程に追加されました発議第 1 号はただいま採択されました陳情第 1 号の採択に伴う意見書の提出に係る議案であります。

よって、提案の趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎発議第 1 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、これより発議第 1 号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

発議第 1 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出（陳情）について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。
よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。
（午後 2 時 4 0 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。
（午後 2 時 4 1 分）

○議長（真船正晃君） ただいま挙手全員でありますと申し上げましたが、挙手多数であ

りますので、訂正させていただきます。

失礼いたしました。

先ほどのその前の委員長報告についても多数ということでございますので、そのように訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長（真船正晃君） 次に日程第42、「閉会中における継続調査の結果について」であります。

このことについて、議会運営委員会委員長より、別添のとおり調査報告がありました。つきましては本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承のほど、よろしく願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（真船正晃君） 次に、日程第43から日程第47までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他、整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） ご異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（真船正晃君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正晃君） これをもちまして、令和8年第1回西郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時43分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月12日

西郷村議会 議長 真船 正 晃

署名議員 鈴木 修

署名議員 君島 栄 一